

日本労働組合連合会規約

第一章 論 議

第六章 権 利

第一條 本組合は日本労働組合連合会セメント労働組合と稱す。

但セメント労働組合と略稱する事を得て組織す。

第二條 本組合は日本労働組合連合会規約並に主張の實體を以て目的とする。

第三條 本組合は日本全國に於けるセメント關係の產業に從事する労働者を以て組織す。

但し評議員會の承認する者を組合員とする事ある。

第四條 本組合の本部を東京に支部を全國各地に置き組合及各支部はその地方に於ける日本労働組合連合会規約並に同規約に加盟する可きものとす。

第五條 本組合規約は本組合大會の決議を経るにあらざれば變更する事を得ず。

第六條 本組合は本規約第二條の目的を達せん爲左の部門を置く。

一、事業部 二、議論部 三、調査部 四、組織部 五、共済部 六、教育出版部 七、政治部 八、其他組合の福利増進に必要な事業但し事業細則は別に之を定む。

第七章 組合員の資格

第七條 本組合員は左の資格あるを要す

一、満十六歳以上 二、本規約第三條に該當する者 三、本組合規定の組合員の前納せる者

四、組合員として貢献する者は規定の上申込可し 但し保護人は組合員に限る

第八條 本組合員たるを資格あるを規定の様式に従ひ指定事項を明記し加入金及組合費一ヶ月以上を添へ保護人連署の上申込可し

第九條 本組合は前項の申込に對し、本人の資格を調査の上之を許可し組合員手帳及徽章を交付す

第十條 本組合員にして脱退せんとする時は其の理由を明記し組合員手帳及徽章を返へ保護人連署の上其の所屬支部に届出ても但し幹事會の承認ある事を要す

第十一條 本組合員にして脱退せんとする者は規約第六條に規定する事務権利を有す

第十二條 本組合員にして一旦脱退せし者再加入は幹事會及評議員會の承認あるを要す

第十三條 本組合員は規約第六條に規定する事務の特典に預る権利を有す

第十四條 本組合員は、役員の選舉権及被選舉権を有す

第十五條 本組合員は規定に従ひ本組合の諸集會に出場し發言並に投票の権利を有す

第十六條 本組合員は本規約第六條に規定する事務の特典に預る権利を有す

第十七條 本組合員は規約並に決議による一切の補助を享受する権利を有す

第十八條 本組合員は本組合の規約及び議定を尊重しを嚴守する義務あるものとす

第十九條 本組合の加入金及組合費は如何なる場合も之を返戻せず

第五章 財 計

第二十条 本組合員にして、本組合に多大の貢獻ありたる時、幹事會及評議員會の決議により之を表彰す

第二十一條 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十二条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十三条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十四条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十五条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十六条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十七条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十八条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十九条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第三十条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第三十一条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第三十二条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第三十三条 本組合員にて、本組合の規定及決議に違反し又は本組合の名譽を汚損し、若くは利益に反し或ひは、組合員の義務を怠りたる時は、幹事會及評議員會の決議により之を懲戒する

第二十三條 本組合の會議を分して左の五種とする

一、大會は代表員及本部役員を以て組合員も毎年一同組合長之を召集す。但し評議員會必要と認めた場合臨時に開催する事を得大會代議員は幾回も出席する事により選出され理事並に本組合本部役員を以て組合長は議長並に副議長を召集す。但し出席議員は組合長之を召集する場合は議長は會費完納組合員一名に付き一票の割合を以つて投票せしむるものとする。

二、評議員會は大會に次ぐ決議機關にして理事並に本組合本部役員を以て組合長は議長之を召集す。但し評議員は各支部組合員五十名迄名百名迄二名以上百名を増す毎に一名を増すの割合を以て選出す。

三、執行委員會は組合長主事會計執行委員を以て組織し大會並に評議員會決議に基き任務を執行す。

四、支部總會は支部全員を以て組織し年一回以上支部長之を召集す。

五、幹事會は其の支部幹事を以て組織し必要ある毎に支部長之を召集す。

六、會計檢査役は出席評議員の過半數を以て決可否同種なる場合議長を決す。

三、執行委員會は組合長主事會計執行委員を以て組織し大會並に評議員會決議に基き任務を執行す。

評議員會議長は組合長之に任し議事は出席評議員の過半數を以て決可否同種なる場合議長を決す。

四、支部總會は支部全員を以て組織し年一回以上支部長之を召集す。

五、幹事會は其の支部幹事を以て組織し必要ある毎に支部長之を召集す。

六、會計檢査役は出席評議員の過半數を以て決可否同種なる場合議長を決す。

三、執行委員會は組合長主事會計執行委員を以て組織し大會並に評議員會決議に基き任務を執行す。

四、支部總會は支部全員を以て組織し年一回以上支部長之を召集す。

五、幹事會は其の支部幹事を以て組織し必要ある毎に支部長之を召集す。

六、會計檢査役は出席評議員の過半數を以て決可否同種なる場合議長を決す。